

番号：170433

国名：北米・中南米地域

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年8月下旬から2018年1月下旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.95M/M、現地 2.50M/M、合計 3.45M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 10日、国内整理期間 7日、第1次現地業務期間 37日、国内作業 2日、第2次現地業務期間 38日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月19日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>)をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年8月1日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 18点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 9点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国/類似地域	中米・カリブ/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。

(2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

カリブ地域各国において水産業は伝統的に重要な産業である。今でも主要産業の観光業及び農業に次ぐ就業率を占めており、雇用創出面でも重要な役割を果たしている。水産物を提供するレストラン、ホテルなどの関連産業や観光客向けのスポーツフィッシングを含めると、各国経済における水産業の重要性は高いと言える。しかしながら、近年は過剰漁獲による沿岸水産資源の減少がカリブ地域共通の課題になっている。

カリブ地域諸国の経済共同体であるカリブ共同体（カリコム）事務局は、その水産部門としてカリブ地域漁業機構（Caribbean Regional Fisheries Mechanism, CRFM）を2003年3月に設立し、加盟国間の協力を通じた域内全体での水産資源管理を目指して活動を続けてきた。我が国はCRFM事務局及び加盟国からの要請を受け、2009年から2012年まで開発調査「カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査」（以下、開発調査）を実施した。本開発調査では、パイロットプロジェクトによる実証を踏まえて、カリブ地域の水産資源管理に関する以下の主要課題が明らかになった。(1) 各国水産局は人員及び財務体制が小規模であり、資源管理計画が適切に構築されていない。(2) 資源管理のために必要な統計（センサス）の整備が不十分であり、分析結果の漁民へのフィードバックも不足しているため、漁民の統計データ集計への協力も限定的である。(3) 各国水産局間で資源管理活動の経験・教訓を共有する仕組みが弱く、水産資源管理に関する地域ネットワークの構築が急務。(4) 漁民は資源管理政策に伴う収入減少への不安を抱えており、代替収入源の創出についても検討が必要。(5) 水産物のマーケティングや付加価値向上への取り組みにおいても、改善の余地は大きい。

かかる状況下、CRFM加盟国の中でも漁業管理の必要性が高い東カリブ諸国機構6カ国政府（セントビンセント、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ、セントルシア、グレナダ）は我が国に対して、カリブ地域の水産資源管理が適切に実施されることを目指して、各国の漁業実態に応じた水産資源管理手法を開発するための技術協力プロジェクトを要請した。各国水産局とJICAによる協議検討の結果、2013年5月から5年間の予定で「カリブ地域における漁民と行政の共同による漁業管理プロジェクト（Caribbean Fisheries Co-Management Project, 通称CARIFICO）」（以下、本プロジェクト）が開始された。本プロジェクトは、各国水産局をC/Pとし、長期専門家3名（セントルシアに拠点を置くプロジェクト運営管理／水産開発専門家、セントビンセントに拠点を置く漁業資源管理／漁業統計専門家、アンティグアに拠点を置く漁業共同管理専門家）が各国を巡回する形で実施されている。

中間レビューにおいて、活動は進んでいるものの、国ごとに「漁業管理アプローチ」を明確に定義すること、適切な評価・モニタリングの実施のためにプロジェクト・デザイン・マトリクス（PDM）を改定することなどが、提言された。

現在では、国ごとに「漁業管理アプローチ」が定義されるとともに、PDMが改定され、プロジェクト終了に向けた活動が実施されている。

今回実施する終了時評価調査は、2018年4月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、本プロジェクトの協力について、当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

(1) 国内準備期間 (2017年8月下旬～9月上旬)

- ① 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、専門家業務完了報告書、合同調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- ② 既存のPDM(Project Design Matrix)に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文)を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- ③ 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、各国C/P機関、その他各国関係機関、漁業組合等)に対する質問票(和文)を作成する。
- ④ 対処方針会議等に参加する。

(2) 第1次現地業務 (2017年9月中旬～10月中旬)

アンティグア・バーブーダ、セントリstoffァー・ネーヴィス及びドミニカの3ヶ国を対象に以下の業務を行う。なお、②～⑧の業務は、国ごとに行う。

- ① JICA セントルシア事務所等との打合せに参加する。
- ② 各国先方評価調査団員やプロジェクト関係者に対して、終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 事前に JICA セントルシア事務所を通じて配布した質問票を回収、整理するとともに、プロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- ④ 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- ⑤ 単独で調査を行う期間においては、ヒアリング結果や調査の進捗状況を日本語で簡単に取りまとめ、随時他の団員と共有する。
- ⑥ 国内準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び各国先方側評価調査団員とともに評価5項目の観点から評価を行い、国ごとの合同評価報告書(案)(英文)の取りまとめに協力する。
- ⑦ 合同評価報告書(案)について、各国先方評価調査団との協議に参加し、協議を踏まえて同案の担当分野を修正し、最終版の作成に協力する。
- ⑧ 本プロジェクトが開催する各国での会議において、他の評価団員とともに参加して、評価結果の担当分野について発表を行い、協議議事録(M/M)の作成に協力する。
- ⑨ 担当分野に係る現地調査結果について、JICA セントルシア事務所等への報告に参加する。

(3) 国内作業 (2017年10月下旬)

第1次現地業務の結果を取りまとめるとともに、必要に応じて、第2次現地業務について、監督職員と打ち合わせを行う。

(4) 第2次現地業務 (2017年10月下旬～12月上旬)

セントルシア、セントビンセント及びグレナダの3ヶ国を対象に業務を行う。

基本的には、第1次現地業務と同様の業務を行うが、これに加えて、本調査の終盤に、セントルシア国で開催される地域セミナー(プロジェクト対象6か国のほか、カリブ地域の国々が参加する予定)において、終了時評価調査結果を、他の団員と協力して発表する。

(5) 帰国後整理期間 (2017年12月中旬～2018年1月下旬)

- ① 評価調査結果要約表(案)(和文及び英文)を作成する。
- ② 帰国報告会に出席し、担当分野に係る調査結果報告を行う。
- ③ 終了時評価調査報告書(案)(和文)について、担当分野のドラフトを作成するとともに、

同報告書（案）全体の作成に協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

- （１）担当分野に係る合同終了時評価報告書（案）（英文）
- （２）担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （３）評価調査結果要約表（案）（和文及び英文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示にかかる見積書の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。標準的な経路は以下のとおりとします。

第1次現地業務

日本→（マイアミ、ニューヨーク→サンファン、トロント、ニューヨーク→サントドミンゴ→サンファンまたはニューヨーク→ポートオブスペイン）→アンティグア→ドミニカ→セントクリストファー・ネーヴィス→ドミニカ→アンティグア→（マイアミ、サンファン→ニューヨーク、トロント、サンファン→サントドミンゴ→ニューヨークまたはポートオブスペイン→ニューヨーク）→日本

第2次現地業務

日本→（マイアミ、アトランタ、ニューヨーク又はトロント）→セントルシア→セントビンセント→グレナダ→セントビンセント→セントルシア→（マイアミ、アトランタ、ニューヨーク又はトロント）→日本

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

本業務従事者の第1次現地業務期間は2017年9月13日～10月19日、第2次現地業務期間は2017年10月28日～12月4日を予定しています。

本業務従事者は、それぞれJICAの調査団員に17～19日間程度先行して現地調査を開始することを予定しています。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAセントルシア事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎
あり
- イ) 宿舎手配
あり
- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗

- することとなります。)
- エ) 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- オ) 執務スペースの提供
各国水産局執務スペース（ネット環境完備）が利用できます。

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-8422）にて配布します。
- ・プロジェクト事業進捗報告書（最新版のみ）
 - ・PDM（最新）
 - ・中間レビュー調査報告書
- ②本業務に関する以下の資料がJICA図書館のウェブサイト（<http://libopac.jica.go.jp/>）で公開されています。
- ・詳細計画策定結果報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000017301>）
 - ・カリブ地域における漁業・水産業に係る開発・管理マスタープラン調査最終報告書
（<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000003238>）
- ③本プロジェクトの概要、現況等については、JICAホームページ（https://www.jica.go.jp/project/all_c_america/003/index.html）で公開されています。

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA セントルシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- 加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以上